
第 4

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり 推進条例・栃木県歯科保健基本計画

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日
栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての

関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- 二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健

- 康増進計画、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
 - 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
 - 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成 22(2010)年 12 月 21 日公布・平成 23(2011)年 4 月 1 日施行

目的

- ①歯・口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、施策の基本的事項を定める
- ②歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的・計画的に推進する



県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与

基本理念

- ①県民自らが歯及び口腔の健康づくりのために努力する
- ②すべての県民がライフステージなどに応じた良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられるような環境を整備するよう努める

県民の責務 (第5条)

- 歯及び口腔の健康づくりについて関心と理解を深める
- ライフステージに応じた定期検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導を受けることで、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努める

歯科医師等の責務 (第6条)

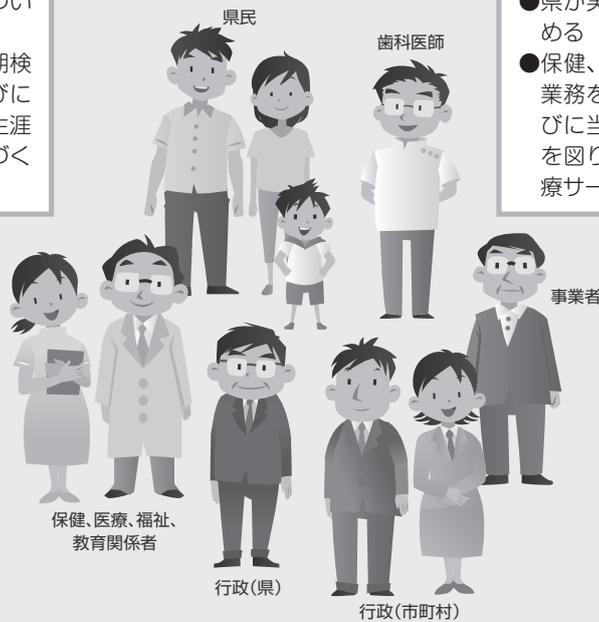
- 県が実施する施策に協力するよう努める
- 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努める

保健、医療、福祉、教育関係者等の役割 (第7条)

- 基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するよう努める

事業者の役割 (第8条)

- 従業員の歯科検診を受けられる機会の確保に努める
- 従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組支援に努める



県の責務

- 施策の総合的な策定及び実施 (第3条)
- 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行う (第3条)
- 財政上の措置等を講ずるよう努める (第9条)
- 議会への年次報告 (第10条)
- 歯科保健基本計画の策定 (第11条)
- 調査研究及び情報収集・整理・分析・提供に努める (第12条)
- 学校、家庭、地域、職域等の場において学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備等必要な措置を講ずる (第13条)
- 県民が歯科検診を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずる (第13条)
- 歯科保健に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努め、当該業務に従事する者に対する資質の向上を図るための措置を講ずる (第14条)
- 要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保、環境整備、その他の措置を講ずる

市町村との連携等 (第4条)

県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

栃木県歯科保健基本計画(2期計画) 平成30(2018)年3月策定

第1 計画策定の趣旨

(1) 条例の制定と1期計画の策定

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成22(2010)年12月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」(以下「条例」という。)が制定され、この条例の基本理念に基づき、平成24(2012)年3月に「栃木県歯科保健基本計画」〔計画期間：平成24(2012)年度～平成29(2017)年度。以下「1期計画」という。〕を策定しました。

(2) 2期計画のポイント

「栃木県歯科保健基本計画(2期計画)」(以下「2期計画」という。)においては、超高齢社会の進展にともない、歯と口腔機能の衰え(オーラルフレイル)を予防するため、ライフステージに応じた歯科保健対策やかかりつけ歯科医の定期受診に関する啓発等を強化します。

第2 計画の性格と役割

栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン(2期計画)〔2013～2022〕」の部門計画として位置づけられるとともに、次の計画とも整合性を図っています。

- 栃木県保健医療計画(7期計画)〔2018～2023〕
- 栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21(七期計画)〔2018～2020〕
- 栃木県障害者計画 とちぎ障害者プラン21〔2015～2020〕
- とちぎ子ども・子育て支援プラン〔2015～2019〕
- 第3期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン2020〔2016～2020〕

第3 計画期間

平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5か年が計画期間です。

第4 歯及び口腔の健康づくりのための施策

歯と口腔の健康づくりに取り組むことは、「話す」「食べる」といった口腔の働きを健全に保ち、全身の健康の保持増進に資するのみならず、「話す」ことや「食べる」ことが「生きる楽しみ」となり、QOL(Quality of life: 生活の質)を向上させ、健康で豊かな生活をもたらしてくれます。しかし、高齢となり、歯と口腔機能の衰え(オーラルフレイル)が進むと、低栄養や誤嚥性肺炎などの危険性が高まり、ひいては要介護状態へと移行していくため、早期から適切に対応することにより、歯と口腔機能の低下を防ぐことが必要です。

2期計画では、次の4つの項目に基づき施策を展開していきます。

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。

- ◇ 就学前児童への「食後の歯みがき」等の基本的生活習慣の定着
- ◇ 学校におけるフッ化物洗口や学校歯科医と連携した歯科保健活動の促進
- ◇ かかりつけ歯科医における定期健診の重要性について啓発強化
- ◇ 歯と口腔機能の衰えや予防に関する知識の普及啓発

2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科検診等の機会を提供します。

- ◇ 市町の検診等での歯科医師・歯科衛生士と連携した歯科保健指導の促進
- ◇ とちぎ歯の健康センターと関係機関との連携による障害児への支援

3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの提供

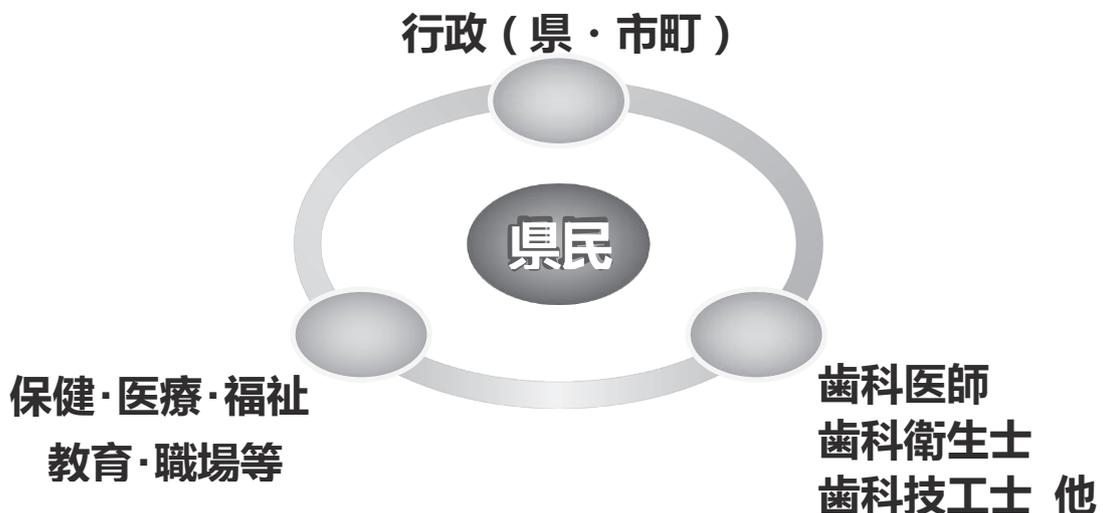
歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

- ◇ 協力歯科医療機関との連携強化による施設等での歯科健診や口腔ケアの推進
- ◇ 在宅歯科医療に取り組む歯科医療従事者の増加

4 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。

- ◇ 栃木県口腔保健支援センターを核にした県民の歯と口腔の健康づくりの推進
- ◇ 医科歯科連携の推進



栃木県歯科保健基本計画(2期計画)の目標

目標項目	直近値	目標値(2022)
1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進		
① むし歯のない3歳児の増加	83.0% (H27)	90.0%以上
② むし歯のない小学生の増加 ※1	45.7% (H29)	全国値以上
③ むし歯のない中学生の増加 ※1	57.1% (H29)	全国値以上
④ むし歯のない高校生の増加 ※1	55.1% (H29)	全国値以上
⑤ 12歳児の永久歯の1人平均むし歯数の減少	1.1歯 (H29)	0.8歯以下
⑥ 小学校でフッ化物洗口に取り組む市町の増加 ※1	8市町 (H29)	全市町
⑦ 40歳の進行した歯周炎の減少	16.7% (H28)	15.0%以下
⑧ 歯間部清掃器具を使う人の増加 ※1	42.8% (H28)	65.0%以上
⑨ 60歳で咀嚼が良好な人の増加 ※1	78.3% (H28)	80.0%以上
⑩ 60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	52.2% (H28)	70.0%以上
⑪ 80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	34.8% (H28)	50.0%以上
2 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及		
⑫ 歯科健診を受診する人の増加	49.9% (H28)	65.0%以上
3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保		
⑬ 訪問歯科診療を実施する歯科診療所の増加	121施設 (H26)	250施設以上 (2020年度目標値)※2
⑭ 在宅医療を担う保険医療機関と連携して訪問診療に取り組む歯科診療所の増加 ※1	58施設 (H29)	80施設以上
⑮ 口腔ケアに歯科専門職と連携して取り組む介護・福祉入所施設の増加	45.0% (H28)	70.0%以上
⑯ 歯科健診を行う障害者支援施設及び障害児入所施設の増加 ※1	63.6% (H28)	90.0%以上
⑰ 歯科健診を行う介護施設等の増加 ※1	20.7% (H28)	50.0%以上
4 歯科保健医療提供体制の整備		
⑱ 糖尿病診療における医科歯科連携の増加 ※1	20.0% (H27)	30.0%以上
⑲ 歯科と連携して口腔機能の維持向上に取り組む病院の増加 ※1	22.4% (H28)	30.0%以上

※1 2期計画で新たに設けた目標項目です。

※2 栃木県保健医療計画(7期計画)と整合を図っているため、目標年度が異なります。

平成27・28年度 栃木県の歯科保健

平成30(2018)年3月発行

編集

栃木県保健福祉部健康増進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3095

FAX 028-623-3920

とちぎ歯の健康センター

栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

TEL 028-648-6480

FAX 028-648-6483

「栃木県の歯科保健」は県ホームページにも掲載しています
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/hatokoukuu.html>